

### 第34回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 令和4年3月29日(火) 14時  
ところ 兵庫県動物愛護センター 愛護館

#### 1 動物愛護管理推進計画 実施方針の策定について

#### 2 その他

##### (添付資料)

- 資料1 第34回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 動物愛護管理推進計画 実施方針案(骨子)
- 資料3 尼崎市における動物愛護管理行政のあり方について(抜粋)
- 資料4 兵庫県動物愛護管理推進計画

## 動物愛護管理推進計画 実施方針案（骨子）の提案

### はじめに

高齢化や核家族化、昨今のコロナ禍といった社会情勢の変化に伴い、多くの市民がペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方で、ペットの遺棄や虐待、飼育の途中放棄、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、さらには多頭飼育問題や野良猫問題等、動物の愛護及び管理に関する様々な問題が生じています。

このような状況下、国は、令和2年6月に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「法」という。）を改正し、動物取扱業の更なる適正化や動物の適正飼養のための規制強化等により、動物の愛護及び管理のより一層の推進が図られることとなりました。また、兵庫県においても、法第6条第1項の規定に基づき、令和3年3月に、兵庫県における動物の愛護及び管理に関する行政を推進し、人と動物が調和し共生する社会づくりを行うため、動物愛護管理推進計画が策定されました。

従来より本市は、平成23年3月に尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議において提言された「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方について（提言）」に基づき業務を行ってまいりました。しかしながら、今般の法改正、兵庫県動物愛護管理推進計画の策定及び昨今の社会情勢に伴う課題や対応業務の変化を受け、より現実に即した形で動物行政が取り組むべき課題を明確化させる必要があるため、当該提言に基づいた本市方針等を見直し、兵庫県動物愛護推進計画の趣旨に照らして本市として今後特に注力したい課題に着目した「動物愛護管理推進計画実施方針」の策定を検討しております。次頁より、動物愛護管理推進計画 実施方針案（骨子）を提案させていただきます。

## 【動物愛護管理推進計画 実施方針案（骨子）】

### 今後の取り組むべき課題

#### 項目1：動物の愛護及び管理に係る普及啓発について

##### ＜基本的考え方＞

全ての動物の所有者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は、その社会的責任を十分に自覚し、他人への迷惑行為や人の生活環境の保全上の支障を防止する必要があります。所有者等の管理責任の意識を高め、適正飼養の徹底を図るため、より効果的に普及啓発し、「人と動物がともに幸せに暮らせる社会」の実現を目指します。

##### ＜現状と課題＞

現状：適正飼養ガイドブックの配布・設置、ホームページや市報への掲載、町会回覧板・掲示板向け資料の配布、犬の糞害防止看板の配布及び設置、講演会（年1回程度）の実施、学校教育施設におけるふれあい教室の開催等による適正飼養の普及啓発を実施。

課題：所有者等及び地域住民に対する適正飼養の概念の周知不足。

- ・無責任な飼い主（終生飼養・繁殖制限・室内飼養の未実施、フン・鳴き声の放置等）
- ・地域の関心・知識が低い
- ・学校飼育動物の減少に伴い、教育現場でのふれあい教室実施意義への理解不足

##### ＜施策の方向性＞

所有者等及び地域住民に対し、動物と正しく向き合う理解を更に深めるため、現状の普及啓発方法に加え、以下の施策を追加検討します。

- ・動物愛護センターの周知（講演会、ポスター掲示等）により、動物に関する法律の管轄部署及び動物に関する相談窓口の明確化を図り、センターの存在意義を広める
- ・適正飼養に関するパネル展示等のイベントの開催（地域振興センター等で）
- ・教育現場において子供達の成長過程に応じた動物愛護教育に着目したカリキュラムを検討

#### 項目2：犬猫の理由なき殺処分ゼロを目指して

##### ＜基本的考え方＞

愛護センターの法的位置付けは収容施設であり、保護施設ではありません。法に基づく収容期間経過後は、返還処分、譲渡処分、殺処分のいずれかの処分を行います。センターの収容能力や犬猫の状態に応じた処分の考え方を整理し、理由なき殺処分ゼロを目指してまいります。

##### ＜現状と課題＞

現状：殺処分の対象となる動物の多くは所有者不明の離乳前の子猫や瀕死の負傷動物（主に猫）で、市内には未だに野外で生息する所有者不明の猫（以下、「野良猫」という。）が数多く生息し、地域生活環境悪化の原因となっている。

課題：・野良猫の過剰繁殖と数の増加を巡る地域環境の悪化と住民トラブルが絶えず、野良猫に起因する相談が後を絶たない。  
・センターを保護施設と勘違いし、身勝手な理由でペットを飼育放棄し、引取りを求めてくる所有者からの相談が後を絶たず、所有者責務の認識不足は深刻。

##### ＜施策の方向性＞

単なる「殺処分ゼロ」というキャッチフレーズをやみくもに訴えるのではなく、以下の施策の更なる推進を図ります。

- ・情報媒体を活用した更なる収容動物の譲渡促進及び離乳前動物の受け入れが可能な団体譲渡ボランティアの

拡充。

- ・野外に生息する野良猫数減を目指し、野良猫の不妊去勢手術活動（TNR活動）の推進とその知識の普及
- ・幅広い世帯に向けた動物の適正飼養及び所有者等社会的責務の周知徹底
- ・法に基づくセンターの位置づけ、動物の引取り及び処分の基本的考え方の明示

### 項目3： 動物取扱業者への監視・規制等の強化について

#### 〈基本的考え方〉

令和2年6月に法改正されたことに伴い、動物取扱業者（第一種、第二種）が取り扱う動物の飼養管理基準が明確化され、動物の適正な取り扱いを確保するために厳格かつ迅速な対応が求められるようになりました。市内動物取扱業者へ更なる法令順守の徹底を促し、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図れるようその主体的な取組を促進し、適正な業の運営を目指します。

#### 〈現状と課題〉

現状：改正法にて新たに規定された飼養管理基準との乖離が大きい市内動物取扱業者を優先的に、全件を対象に周知を行い、集中的な監視・指導を実施している。また、動物愛護団体等が犬猫を10頭以上飼養又は保管する場合も第二種動物取扱業者に該当するが、その届出義務が十分に周知されておらず、無届施設に対する動物の適正な取り扱いを確保するための監視・指導が出来ていない。

課題：・経過措置期間中の動物取扱業者を始め、知識不足、改正法の周知不足が散見される。

- ・第二種動物取扱業に該当する無届施設に対する動物の適正な取り扱いを確保するための監視・指導が出来ていない。
- ・動物取扱業者から購入若しくは譲り受けた動物を飼育放棄する飼い主が未だに後を絶たない。

#### 〈施策の方向性〉

動物の健康や安全を確保し、周辺的生活環境を保全するといった法の目的に照らし、不適切な状態を速やかに改善させ、適正な飼養管理体制を遵守させるため、以下の施策に取り組みます。

- ・市内動物取扱業者に対する監視指導の強化、改正法の周知徹底、法に則った適正な業態の確保
- ・第二種動物取扱業の要件に該当しながら無届の者については、動物の不適正管理が危惧されるため、適正に管理できる頭数以上の動物を飼養又は保管しないよう愛護団体等に対し強く指導を行う。
- ・動物受渡し時における説明責任の徹底

### 項目4： 多頭飼育問題について

#### 〈基本的考え方〉

多頭飼育問題は、所有者や動物のみならず、所有者の家族や周辺の近隣住民の生活環境にまで影響を及ぼす社会問題であるため、問題が深刻化する前に、悪化の状況を早期に発見・把握し、それら状況の改善・解消に向けた対策を講じることが求められます。国の多頭飼育対策ガイドラインを参考に、人、動物、地域に向き合い、多様な関係主体が連携・協働し、多頭飼育問題の予防と早期発見に向けた取組を進めます。

#### 〈現状と課題〉

現状：センターは案件毎に、連携すべき関係主体の抽出を行い、「飼い主の生活支援」「動物の飼育状況の改善」「周辺的生活環境の改善」の3つの観点を踏まえた対応方針を決定。

案件は大きく「継続飼養が可能と判断される場合」と「継続飼養が不可能と判断される場合」に分けられ、継続飼養が不可能でセンターでの収容も困難かつ他で引き取り先がない個体については殺処分による対応を行う。

課題：どの現場も、所有者の経済的困窮や社会的孤立等が複雑に絡み合っており、動物愛護管理分野の対応の

みでは問題の解決を図ることが困難であり、所有者に対する継続的支援の必要性を強く感じている。また、問題解決にあたって所有者との信頼関係を構築するために長期間を要する場合もある。

#### ＜施策の方向性＞

多頭飼育問題は、動物だけでなく、所有者の生活状況や周辺的生活環境への影響があることから、地域課題の中の一つにこの問題があると捉えています。問題を抱える所有者を抽出し、問題の早期段階での情報共有を可能とするためにも、多機関が連携する重層的な支援（福祉課等）が必要となってくると考えます。

### 項目5：協働の取組について

#### ＜基本的考え方＞

動物行政の多岐にわたる施策の推進は、行政だけでなく、多角的視野で専門知識と現場対応力を有する協力的な民間の力が必要です。関係者がそれぞれの責務と役割を認識の元、連携した取組を推進していくべきであると考えます。

#### (1) 動物愛護推進協議会の役割

市が進める動物愛護管理施策について協議、提言を行うとともに、推進員の活動の基盤整備及び支援等を行う役割を担います。

#### (2) 動物愛護推進員の役割

市の施策に理解を示し、センターが実施する事業に協力的な方のうち、尼崎市動物愛護推進員設置要綱に規定された以下の活動を行うため、市から委嘱された方を指します。指導力及び行動力に富み、地域に根付いた住民活動の中心的な役割を果たす方で、行政が立ち入ることができない活動を含めた住民活動を広げていく役割を担います。

- ・所有者が判明しない野良猫への繁殖制限措置に関する協力活動
- ・動物の適正飼養及び終生飼養に関する普及啓発協力活動
- ・動物の譲渡推進のための協力活動

#### (3) 愛護団体及び市民ボランティアの役割

動物愛護に係る地域の実態を理解し、地域に根付いた活動を自ら進んで行っている方を指します。愛護団体等が行政と協働の取組を行うに際しては、市の施策に理解を示し、無理のない範囲で節度ある協力体制の元、行政が立ち入ることができない活動を実施する役割を担います。

#### ＜現状と課題＞

現状：動物愛護推進協議会で施策を検討し、動物愛護推進員を中心にボランティアとの連携を図っている。

課題：協議会及び推進員の構成員の思想や活動を尊重しつつ、行政と共に共通の目標を見出し、今後の施策展開に向けて多角的視野で課題解決に向けた建設的な議論を行う必要性を感じている。

#### ＜施策の方向性＞

協議会と推進員を中心とした施策展開に変更はありませんが、協働する方々と共に目指すべき共通の目標を見出し、解決に向けて知恵を出し合うことができるよう、建設的な意見交換を通じた施策の推進にあたります。

- ・推進員と案件に応じた意見交換会の開催
- ・推進員と協働した普及啓発活動の実施
- ・市の施策に理解を示し、協力的なボランティアの育成

以上

尼崎市における  
動物愛護管理行政のあり方について

(提 言)

平成 23 年 3 月

尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議

## 項目1：動物の愛護及び管理に係る普及啓発について

### 《基本的な考え方》

「人と動物が共に幸せに暮らせる社会」を目指す上で、動物の愛護と適正な管理に係る普及啓発の取り組みは、今後ますます重要になると考えられます。市は、今までの手法に捉われず、より効果的な啓発手法を工夫し、実施していくべきであると考えます。

### 《現状と課題》

#### (1) 動物の愛護及び管理に関する市民の意識について

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く市民が動物の虐待の防止と動物の適正な取扱いに関して正しい知識と理解を持つことが重要であり、市では様々な機会を通じて適正飼養に係る普及啓発に取り組んでいます。

犬については、近年、屋外飼育の中型犬から屋内飼育の小型犬にシフトするなど飼育状況が大きく変化しています。しかし、市には、ふんの放置や放し飼いなど犬の飼い方に関する相談が依然として数多く寄せられており、また、野良ねこのふん尿の放置や引取りなどに関する相談もたいへん多くなっています。

以前に比べてペットを家族の一員と捉えて適正な飼育に努める人も増えていますが、動物の愛護及び管理に関する市民の理解は、まだまだ十分とはいえない状況にあると考えられます。

特に、飼い犬・飼いねこなどの不明・保護に関する問い合わせが年間650件前後寄せられていることから、鑑札や名札など所有者明示の必要性についてもさらに浸透を図る必要があります。

#### (2) 普及啓発の方法について

普及啓発の方法については、「ホームページ、市報あまがさき、FM放送及び町内回覧文」などに限られるなど手法が硬直化しており、また、普及啓発の取り組みも行政のみで行われていることが多いため、市民への広がりが薄く効果が十分とは言えない状況にあります。

動物が家族の一員、或いは、地域の一員として受け入れられるためにも、

適正飼養に係る効果的な普及啓発のための取り組みを推進していく必要があります。

### (3) 教育活動について

尼崎市開業獣医師会と協力して、幼稚園や小学校で飼育されているウサギやニワトリなどの飼育環境の改善指導や低学年を対象としたふれあい教室などの情操教育に取り組んでいますが、活動の対象が一部の小学校や学年に限られ、また、活動内容も学校飼育動物を介したものに限られたものとなっています。

このような教育活動の取り組みがさらに広がるよう、活動内容の充実を図るとともに、教育現場への理解を求めていく必要があります。

## 《施策の方向性》

### (1) 新たな普及啓発の取り組みについて

パンフレットの配布など広報媒体による普及啓発だけでなく、動物愛護推進員やボランティアなどとも連携を図りながら、地域において動物愛護の気風と適正管理への意識が高まるように、地域住民を対象とした学習事業などを通じた普及啓発の取り組みを推進すること。

### (2) 次世代を対象とした教育活動について

次世代の担い手である子供たちに、「命を大切にすることを養い、動物と人との関わりについて考える場を提供する。」という学校教育の取り組みは、できるだけ充実していく必要があります。動物愛護推進員やボランティアなどとも連携を図りながら、子供たちの成長過程に応じたカリキュラムを検討するなど、より積極的な取り組みを推進すること。

### (3) 所有者の明示について

鑑札や名札など所有者明示措置の意義や役割についての飼い主の理解をさらに深めるための取り組みを推進すること。

また、所有者明示方法のひとつであるマイクロチップについては、飼育環境の変化や費用の問題などもありほとんど浸透していない状況にあるが、脱落がないなど有用性に対する飼い主への周知方法を含め、どうすればマイクロチップがさらに普及するか検討を行うこと。



## 項目2：殺処分数ゼロを目指して

### 《基本的な考え方》

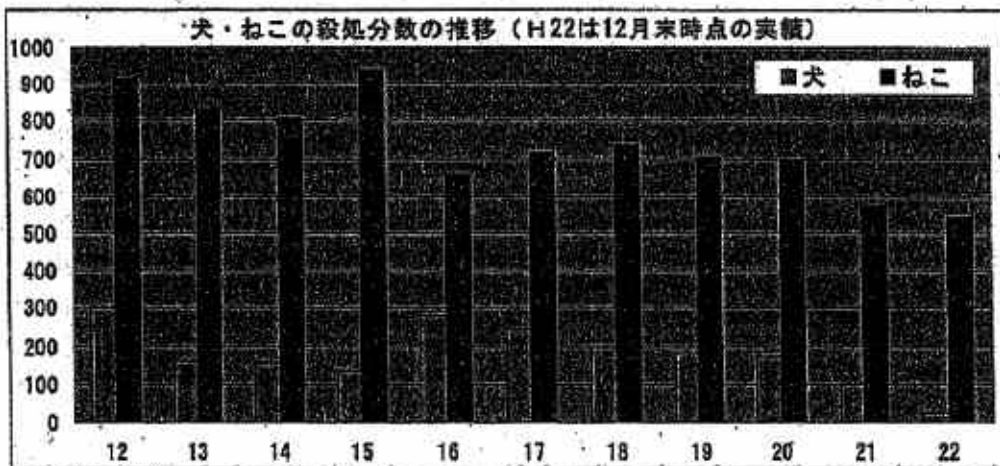
「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨を尊重するとともに、損なわれた動物愛護管理行政への信頼回復のためにも、尼崎市は「殺処分数ゼロ」を目指すべきであると考えます。

### 《現状と課題》

#### (1) 殺処分について

殺処分数については、長年にわたる適正飼養に係る普及啓発などの取り組みにより、犬については今年度40頭以下まで減少が見込めるようになりました。しかし、ねこについては、減少傾向にはあるものの未だ年間600頭弱が殺処分されており、その多くが所有者の判明しない子ねこです。

今後、「殺処分数ゼロ」を目指すためには、犬・ねこの収容数を減らすための取り組みと返還・譲渡数を増やすための取り組みを同時に進める必要があります。



## (2) 収容動物の情報について

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」のいずれかの規定に基づき収容された犬・ねこについては公示を行い、飼い主が判明した場合は返還を行っていますが、一定期間経過後も飼い主が判明せず、また、譲渡希望の申し出もない場合は殺処分を行っています。

また、成犬と成ねこについては一昨年度途中から種類や性別、毛色などの特徴をホームページに掲載していますが、事務量の問題もあり、今のところは文字情報に限ったものとなっています。

今後、返還数及び譲渡数を1頭でも増やすために掲載方法を見直す必要があります。

## (3) 譲渡について

譲渡要綱を定め犬・ねこの譲渡事業を行っていますが、譲渡を受けるには事前登録を行う必要があること、譲渡対象が尼崎市民に限られていること、譲渡事業の市民への周知が不十分であることなどの理由から譲渡制度がうまく機能しているとは言えない状況にあります。

今後、譲渡数を増やしていくためには、譲渡対象範囲の拡大など制度の改正だけでなく、協働の仕組みを活用するなど運用方法についても見直しを行う必要があります。

## (4) 不妊手術費用の一部助成について

殺処分される犬・ねこの多くをしめる所有者の判明しない子ねこの引取り数を減らすため、平成19年度より一定の要件のもと野良ねこの不妊手術費用の一部助成事業を行っています。子ねこの引取り数は減少傾向にありますが、顕著な効果が現れているとは言えない状況にあります。

また、予算についても年間100頭分しかないので、今後、この取り組みをさらに進めるとともに、新たな財源の確保についても検討を行っていく必要があります。

## 《施策の方向性》

### (1) 数値目標について

今後「殺処分数ゼロ」を目指すためにも、「収容数」、「譲渡数」及び「殺処分数」について平成22年度実績を基準とした具体的な数値目標を定めること。

### (2) 収容動物情報の発信について

犬については収容数が急減していることから、収容されたすべての犬の情報を写真を含めホームページに掲載すること。

また、ねこについても可能な範囲でのさらなる情報発信に努めること。

### (3) 繰り返し引取りを求める者への対応について

所有者からの引取りだけでなく、拾得者からの引取りについても、過去に繰り返し引取りを求めることがなかったか記録を確認するとともに、必要な指導及び助言を行うこと。

### (4) 犬の殺処分数削減について

犬については、収容されるほぼすべての犬が元々は飼い犬であることから、飼い主に対する適正な終生飼育の徹底など収容数を減らすための取り組みを進めるとともに、ボランティアとの協働を取り入れるなど譲渡数を増やすための取り組みを行うこと。

### (5) ねこの殺処分数削減について

ねこについては、収容数がいまだ年間600頭弱あり、また、その多くが所有者の判明しない子ねこであることから、野良ねこの不妊去勢手術をさらに進めるなど収容数を大きく減らすための取り組みを進めるとともに、保管にあたっては動物愛護の視点に則った飼育管理を行うこと。

一方、譲渡数を増やすための取り組みにあたり、春の発情期に集中して持ち込まれる子ねこの対策が重要であることから、その哺育環境の整備や譲渡希望者の発掘など持続可能な方法での問題解決を目指して、その取り組みを検討すること。

### 項目3：動物取扱業への規制等について

#### 《基本的な考え方》

動物取扱業者に対する消費者の信頼が高まるように、また、法令に基づき、かつ、無理のない事業活動となるように、行政として必要な指導を計画的に行っていくべきであると考えます。

#### 《現状と課題》

##### (1) 監視指導について

動物取扱業の規制については、平成17年度に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、届出制から登録制となり、平成22年12月末現在、市内には151件（125施設）が登録されています。

市では、これまで動物取扱施設に対する定期的な監視指導を行っておらず、昨年の始め、犬の繁殖又は販売施設への緊急立入調査を行ったところ、犬の飼育実態が認められた27施設のうち23施設において「狂犬病予防法」に基づく登録と注射の不備が、24施設において「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく台帳の不備などが確認されたことから、法令に則った適正な事業運営が行われるよう動物取扱業への監視指導を強化する必要があります。

(動物取扱業登録数及び登録施設数平成22年12月時点)

販売業	保管業	貸出し業	訓練業	展示業	合計	施設数
59	72	0	17	3	151	125

(犬の販売（繁殖含む）施設への立入調査結果：実施期間H22.1.14～H22.2.9)

調査数	営業施設なし	犬の販売実態なし	販売実施施設数
39施設	5施設	7施設	27施設

関係法令	違反施設数	違反内容
狂犬病予防法	23施設	・未登録、未注射

動物の愛護及び管理に 関する法律	24施設	・台帳の未整備 ・広告（ホームページ）内容の不備 など
---------------------	------	--------------------------------

## (2) 研修会について

市民が動物を購入する際の窓口となる動物販売業者は、法令を遵守するとともに、「他人に迷惑をかけることなく終生飼養しなければならないことなど、飼養者の責務を購入者に説明する責任」を有しています。

市はその責務が適切に果たせるよう年に一度、動物取扱責任者研修を開催するなど動物取扱業者の資質の向上を図っていく必要があります。

## 《施策の方向性》

### (1) 監視指導の強化

法令に基づく施設の維持管理や適切な動物の取り扱いなどが行われるよう監視指導計画を定め、定期的な監視指導を行うこと。

また、行政指導に基づく改善措置がより円滑に進むよう動物取扱業者との意思の疎通にも留意しながら粘り強い指導を行うこと。

### (2) 販売時における説明責任の徹底について

動物取扱業者が動物を販売する際、法令に基づく事前説明だけでなく、飼い主としての心構えや終生飼養の責務などについても十分に説明を行うよう指導すること。

### (3) 研修会を通じた資質向上について

動物取扱業者が購入者に対して、飼い主としての自覚を促す社会的な役割を適切に果たすことができるよう、研修内容の充実、受講の徹底などにより動物取扱業者のさらなる資質の向上を図ること。

## 項目4：ねこの問題について

### 《基本的な考え方》

尼崎市の動物行政において、ねこの問題はいまや最重要課題となっています。特に野良ねこは地域の環境悪化などの問題を市内の至る所で引き起こしており、これは住民間の対立へとつながることもあります。

そのため、野良ねこの問題は地域の問題と捉え、地域が主体となった問題解決に向けた取り組みを推進していくべきであると考えます。

### 《現状と課題》

#### (1) ねこの相談等について

犬と違い、ねこには登録制度も放し飼いを禁止する規定もなく、市には捕獲する権限がありません。このような状況下、市にはねこに関する相談などが数多く寄せられており、動物の飼い方などに関する相談などの半数以上を占めています。中でも多いのが、野良ねこによると思われるふん尿の放置に関する相談などです。

ふん尿の放置に係る問題として、野良ねこへの給餌行為による相談等も頻繁に寄せられており、地域の合意なく無責任に餌を与える行為についてはやめるように指導を行っていますが、給餌行為をやめたとしてもねこによる被害がなくなるわけではなく、逆にゴミを荒らすこともあるなど、本当の意味での問題解決にはなりません。

ねこのふん尿の放置に迷惑をしている人とねこに餌を与えている人との意識の隔たりが、野良ねこの問題の解決をさらに難しくしている状況にあります。

そのためにも、ねこに関する問題は地域が主体となった解決の取り組みが必要不可欠です。

#### (2) ねこの引取り数と処分数について

ねこの引取り数と殺処分数は、年々減少しているとはいえ、犬と比べても圧倒的に多く、昨年度も約600頭のねこが引き取られ、殺処分されています。その多くが所有者の判明しない子ねこです。

不妊去勢手術を受けていない野良ねこや飼いねこによる望まれない繁殖がその原因であることから、飼い主のいるねこについては不妊去勢手術と室内飼育の徹底を求めていくとともに、飼い主のいないねこについても自然繁殖を防止するための取り組みを一層推進していく必要があります。

### (3) 飼いねこへの指導啓発について

飼いねこについては、相談などに基づき個別指導を行うほか、各種媒体を通じて「名札等身元の明示」、「屋内での飼育」、「不妊去勢手術の実施」など適正飼養に係る3原則の普及啓発に取り組んでいますが、効果については十分とは言えない状況にあります。

交通事故や病気、不必要な繁殖が少しでもなくなるよう、飼いねこの適正飼養に係る普及啓発の取り組みを一層推進していく必要があります。

### (4) 野良ねこ対策活動について

野良ねこがこれ以上増えないように、地域・活動ボランティア・行政が一体となり、野良ねこの不妊去勢手術や地域での管理に取り組んでいますが、費用の問題や周知不足からその取り組みを必要としているすべての地域に浸透しているとは言えない状況にあります。

そのためにも、引取り数が多い地域に対し、活動の必要性を促すなど更なる普及啓発の取り組みを推進する必要があります。

## 《施策の方向性》

### (1) 地域での問題解決について

野良ねこに関する問題は、法令が十分に整備されていないことや、野良ねこに対する市民一人ひとりの考え方にも大きな隔たりがあることが問題の解決を難しくしています。

そのためにも野良ねこに関する問題を地域の問題として捉え、地域全体での解決に向けた取り組みが行えるように必要な支援を行うこと。

### (2) 引取り数の多い地域への働きかけについて

所有者の判明しないねこの引取り件数の多い地域については、その要因を明らかにするとともに、TNR活動などこれ以上野良ねこを増やさないための取り組みの必要性を説明するなど地域への働きかけを行うこと。

(3) 飼いねこの適正飼養について

飼いねこについては、屋外での自然繁殖を防止するため「不妊去勢手術の実施」、「屋内での飼育」及び「名札等身元の明示」の徹底を図るための普及啓発に取り組むこと。

(4) 飼い主のいないねこについて

飼い主のいないねこについては、不妊去勢手術やその後の適正管理など、地域が主体となった取り組みがさらに広がるよう普及啓発に取り組むとともに、寄付金の活用など新たな財源措置についても検討を行うこと。



## 項目5：協働の取り組みについて

### 《基本的な考え方》

動物の愛護及び管理に関する施策を推進するに当たっては、広く市民の参加を求めるとともに、関係者がそれぞれの責務と役割のもと一体となった取り組みを推進していくべきであると考えます。

### 《現状と課題》

#### (1) 市民との協働の取り組みについて

動物の愛護及び管理に関する施策は、行政だけで推進できるものではありません。市では、野良ねこ対策活動や学校飼育動物適正飼育指導などにおいて、ホームレス猫不妊運動ネットワークや尼崎市開業獣医師会、尼崎小動物愛護推進協会と協働の取り組みを推進していますが、今後、上記の施策を推進していくためには、さらなる協働の取り組みの広がりが必要です。

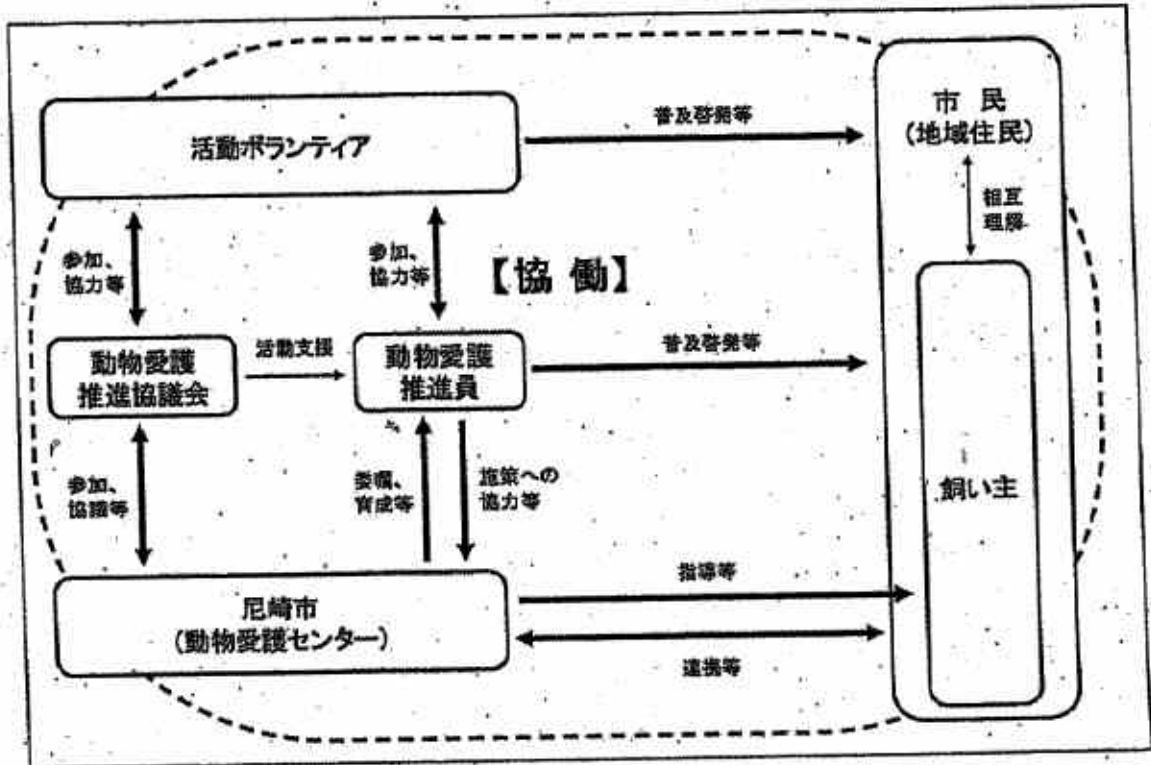
#### (2) 協働の取り組みの支援について

動物愛護推進員や市内で活動する団体等が、有機的に連携し一体となった取り組みを展開するためには、関係者が一同に集まり、活動に対する支援などに関して必要な議論を行うための協議体の設置が必要です。

#### (3) 新たな財源の確保について

今後、上記のような課題に対応していくためには、人だけでなく、お金も必要となってきます。しかしながら、市の財政は非常に逼迫しており、それらをすべてまかなうことは難しい状況にあることから、新たな財源の確保とその用途について検討を行う必要があります。

## 《施策の方向性》



### (1) 地域との連携について

近年、地域コミュニティが希薄となり、地域における主体的な問題解決能力の低下が懸念されていますが、野良ねこ問題に代表されるように動物をめぐる問題は地域レベルでの取り組みがなければ解決困難なことが多いことから、地域との連携をさらに強化するとともに、動物の適正飼養を通じた地域コミュニティの活性化に努めること。

### (2) 活動ボランティアとの連携について

動物の愛護及び管理に関する施策は広範かつ多岐にわたっており、そのすべてを行政が担うことは現実的に不可能です。

地域に根ざした協働の取り組みを推進するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」第38条の規定にもとづく「動物愛護推進員」を委嘱するなど活動ボランティアとの連携を図るとともに、それぞれの役割を明確にすること。

(3) 協議体の設置について

動物愛護推進員や市内で活動する個人・団体等が、有機的に連携し一体となった取り組みが展開できるように、活動の方向性や支援等に関して必要な議論を行うため「動物の愛護及び管理に関する法律」第39条の規定にもとづく協議体を設置すること。

協議体を設置するにあたっては、市内で活動を行っている既存の団体などだけでなく、警察や教育関係者など幅広い分野からの参加を求めるとともに、協議体の位置づけを明確にすること。

(4) 新たな財源の確保について

寄付金の活用を含めた新たな財源の確保に努めること。また、その財源の用途については、野良ねこの不妊・去勢手術費用の助成など有効な活用策を検討すること。

(5) 人材の確保について

地域に根ざした活動ボランティアの育成や協働の仕組みの活用には行政の支援が必要であることから、行政はそのために必要な人材の確保及び育成に努めること。

# **動物愛護管理推進計画**

～ **人と動物が調和し、共生する社会づくり** ～

令和3年3月

兵庫県



## 目 次

はじめに.....	1
第1章 推進計画の基本的事項.....	3
第1 計画の位置付け.....	3
第2 計画の適用期間.....	3
第3 計画の適用地域.....	3
第4 計画の推進体制.....	3
第5 計画の公表.....	3
第2章 動物を取り巻く状況と課題.....	5
第1 動物飼養に関連した問題発生.....	5
1 動物による人の身体等への侵害.....	6
2 動物による生活環境汚染等.....	8
3 人と動物の共通感染症.....	8
第2 動物愛護意識の現状.....	9
1 動物虐待.....	9
2 犬・猫の処分.....	9
3 動物取扱業等での取扱い.....	12
4 学校等での動物飼養.....	13
第3 動物が人間社会に及ぼす役割の増大.....	13
1 人間社会における動物の役割の現状.....	13
2 具体的役割.....	13
第4 危機管理対策.....	15
1 国内で未発生 of 共通感染症対策.....	15
2 狂犬病予防対策.....	15
3 災害時の動物救護.....	17
第3章 施策展開の基本方針.....	18
<基本方針1> 動物愛護センターを中核とした体制での推進	
<基本方針2> 参画と協働のもと、県民活動と一体となった推進	
<基本方針3> 関係行政機関との連携による推進	
<基本方針4> 具体的な事業の構築と積極的な実施	

第4章 基本方針に基づく施策の展開.....	20
【基本方針1】 動物愛護センターを中核とした体制での推進.....	20
第1 体制整備の基本的な考え方.....	20
第2 拠点整備.....	20
1 動物愛護センター.....	21
2 動物愛護センター支所.....	21
3 動物管理事務所.....	21
第3 組織機能の強化.....	22
1 担当職員の集約配置.....	22
2 動物愛護センター内部組織の整備.....	22
第4 協議会の活動推進.....	22
【基本方針2】 参画と協働のもと、県民活動と一体となった推進.....	23
第1 県の役割.....	23
1 具体的な事業の構築と積極的な実施.....	23
2 県民活動の推進.....	23
3 関係機関との連携.....	23
4 市町との連携.....	23
5 緊急時対策.....	23
第2 市町の役割.....	24
第3 県民の役割.....	24
第4 動物の飼い主等の役割.....	25
第5 獣医師会の役割.....	26
第6 動物関係団体の役割.....	27
第7 動物愛護推進員及び動物愛護管理推進協議会の役割.....	27
【基本方針3】 関係行政機関との連携による推進.....	28
第1 国、近隣府縣市との連携.....	28
第2 感染症担当部局との連携.....	28
第3 野生動物関連部局との連携.....	28
第4 警察との連携.....	29
第5 教育機関との連携.....	30
第6 報道機関との連携.....	30
【基本方針4】 具体的な事業の構築と積極的な実施.....	31
<項目1> 動物管理対策の強化	
<項目2> 動物愛護対策の推進	
<項目3> 動物を伴う県民の自主活動への支援	
<項目4> 危機管理対策	

第5章	具体的な事業	32
第1	動物管理対策の強化	32
1	動物の適正飼養の推進	32
2	動物取扱業・実験動物飼養施設対策	35
3	特定動物からの侵害防止	36
4	共通感染症対策	36
第2	動物愛護対策の推進	37
1	動物愛護思想の啓発	37
2	犬・猫の譲渡（適正飼養者の育成）	38
3	繁殖制限対策	39
4	負傷動物の収容と収容後の措置	40
5	学校飼育動物に対する指導	40
6	処分動物数の削減	40
7	人材育成	41
第3	動物を伴う県民の自主活動への支援	41
1	動物の役割についての啓発等	41
2	民間団体の実施する各活動への支援	41
第4	危機管理対策	42
1	国内で未発生の共通感染症対策	42
2	狂犬病予防対策	43
3	災害対策の実施	45
参考資料		47
1	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための 基本的な指針	48
2	動物の愛護及び管理に関する法律	61
3	動物の愛護及び管理に関する条例	91
4	猫の適正管理普及推進のためのガイドライン	101
5	防災基本計画（内閣府・中央防災会議）（抜粋）	127
6	兵庫県避難所管理運営指針（抜粋）	128



はじめに

## ～ 人と動物が調和し、共生する社会づくりを目指して ～

都市化の進展や社会の核家族化、少子高齢化への流れを背景として、心の癒しや教育の観点からペット動物の飼養志向が広がってきており、人の生活におけるペット動物の重要性が高まっています。その一方で、動物の虐待、遺棄、飼養の途中放棄などの問題が発生しており、動物を「命あるもの」としてではなく、玩具のような「物」としか理解されていないような状況があります。このような生命尊重意識の低迷は、単に動物虐待に止まらず、児童虐待、凶悪犯罪などの兆候になっているとも言われていることから、動物愛護思想の高揚は、人を含めた動物に対する生命尊重意識の高揚として県が取り組むべき重要課題となっています。

また、動物飼養に関連した問題も多く、特に後先を考えない無責任な餌やり行為や多頭飼育等に起因する犬や猫による人への侵害、迷惑が発生しており、行政としての適切な対応が大きな県民ニーズとなっています。これらの問題は、動物に対する嫌悪感を増長させるものであり、人と動物の関わりから見た場合、人と動物の共生を阻害する要因ともなっていることから、動物の飼い主に対する指導等の対策強化が必要となっています。

我が国では、幅広い世代に渡る約3割の国民がペットを飼養しており、単に愛玩動物としてではなく家族の一員として飼養されるようになってきました。令和元年度に内閣府が行った「環境問題に関する世論調査」によると、ペット飼育が、飼い主または周囲の人の生活に与える影響について、「生活に潤いや安らぎが生まれる」といった肯定的な意見が多い傾向にある一方で、「鳴き声、悪臭など周囲の人に迷惑をかける」といった否定的な意見も一定数存在していました。また、人とペットが共生する社会の実現のために、行政が重点を置く必要がある取り組みについては、「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」、「ペットの愛護や正しい飼い方について、学校や社会教育の場で取り上げる」といった意見が多い傾向にありました。動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、動物の所有者等が社会的責任を十分に自覚して適正な飼養等に努めることが必要となっています。

さらに、盲導犬や介助犬、聴導犬などのように身体障害者の自立や社会参加への補助、発達遅延や障害者の機能回復に動物を介在した治療が行われているなど、動物が人間社会に及ぼす役割が増大しています。このような状況は、人と動物の関わりから見た場合、人と動物の共生を推進する要因でもあり、動物が地域社会に受け入れられるためにも、飼養動物に関わる人の知識に基づいた責任ある判断が求められます。その上で、動物の人間社会への積極的な参加が必要となっています。

県においては、平成5年に「動物の愛護及び管理に関する条例」（以下、「動物愛護管理条例」という。）を制定し、動物愛護思想の高揚を軸に、不適切な管理から発生する動物による人への侵害等の防止や公衆衛生対策を加えた総合的な動物愛護管理行政

を進めてきました。その結果、動物飼養者等の意識の向上が一定図られ、犬及び猫の処分数は減少してきたものの、現在もなお多くの動物を処分しており、不適正飼養を原因とする相談処理を中心とした対応を行っているため、さらなる施策の充実を図り指導行政への転換を目指す必要があります。

この計画は、今日の動物を取り巻く現状を見つめ、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現に向けた、県の具体的な取り組みを示すものです。

今後、この計画を積極的に推進することにより、兵庫県において「人と動物が調和し、共生する社会づくり」を目指します。

令和3年3月  
兵庫県

## 第1章 推進計画の基本的事項

### 第1 計画の位置付け

兵庫県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第5条の規定に基づき環境大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、同法第6条第1項の規定に基づき、兵庫県における動物の愛護及び管理に関する行政を推進し、人と動物が調和し共生する社会づくりを行うために策定した計画であり、全ての県民に共通の指針となるものです。

### 第2 計画の適用期間

本計画の適用期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

また、計画の変更が必要となった場合には、関係市町及び兵庫県動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）等に意見を聴いて見直し等を行います。

### 第3 計画の適用地域

本計画を適用する地域は、兵庫県内全域とします。

ただし、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市（以下「指定都市等」という。）が管轄する区域内においては、指定都市等が本計画に基づき又は準じて実施します。

### 第4 計画の推進体制

現在、県及び指定都市等（以下「県等」という。）の動物愛護管理行政推進体制は、表1及び図1のとおりです。また、本計画は、行政機関のみならず、動物の愛護管理に関する関係団体、関係者、さらには全ての県民の参画のもとで実施するものです。

### 第5 計画の公表

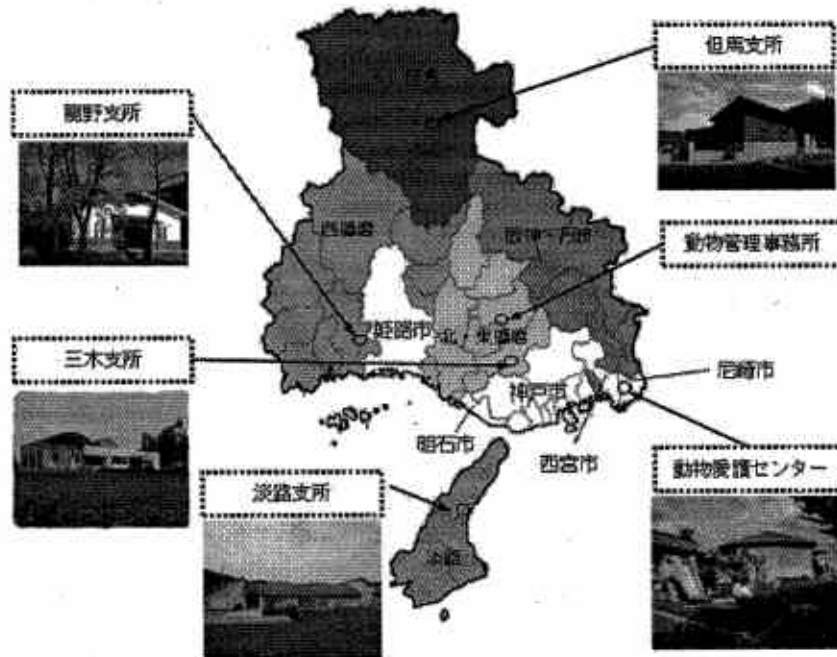
本計画を定めたとき、又は変更したときは、動物愛護管理法第6条第5項の規定に基づき、県のホームページ等で遅滞なく公表します。

表1 兵庫県及び指定都市等における動物愛護管理行政推進体制

所		管	管 轄 地 域
兵 庫 県	動物愛護センター	動物愛護センター	芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町
		動物管理事務所	県下全域（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市を除く） ※
		三木支所	加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、多可町、稲美町、播磨町
		龍野支所	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
		但馬支所	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
		淡路支所	洲本市、南あわじ市、淡路市
神 戸 市			神戸市内全域
姫 路 市			姫路市内全域
尼 崎 市			尼崎市内全域
明 石 市			明石市内全域
西 宮 市			西宮市内全域

※動物の致死処分及び焼却業務のみ実施

図1 兵庫県における動物愛護管理行政推進体制



## 第2章 動物を取り巻く状況と課題

### 第1 動物飼養に関連した問題発生

多くの愛玩動物は家族の一員として飼養されていますが、一方、不適切な飼養管理を原因とする人への侵害や生活環境汚染などが社会問題となっており、動物愛護が浸透する中においても、これらの対策が依然として大きな課題となっています。

これらの対策は、動物の飼い主に対する指導、措置命令など法律に基づくものが多いため、基本的には県等が中心に実施しており、動物愛護管理行政の過半を占めています。

そのため、動物管理を中心とした行政を展開しているとの意見が一部にあります。動物管理は、動物愛護の前提となるものであり、管理責任の意識を高め、適正飼養を徹底することが、動物愛護意識の普及に不可欠であると考えています。

図2 犬・猫の推計飼養頭数（全国）

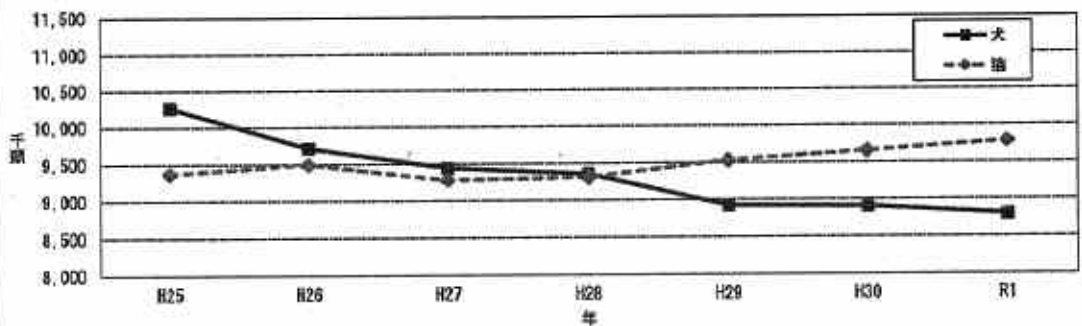
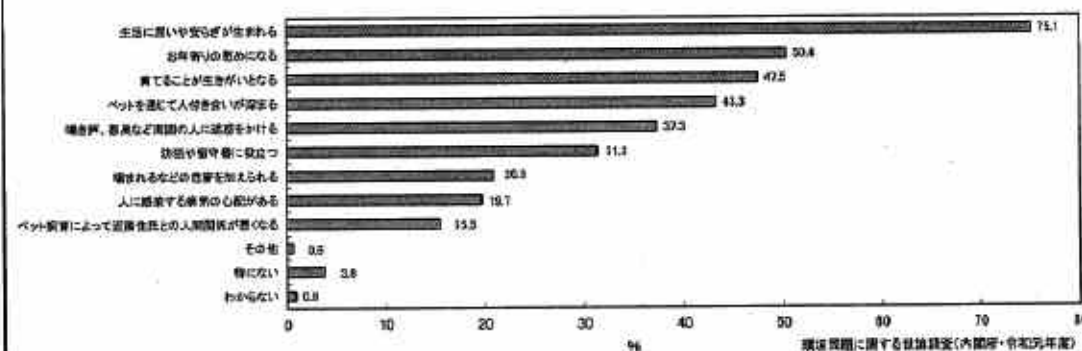
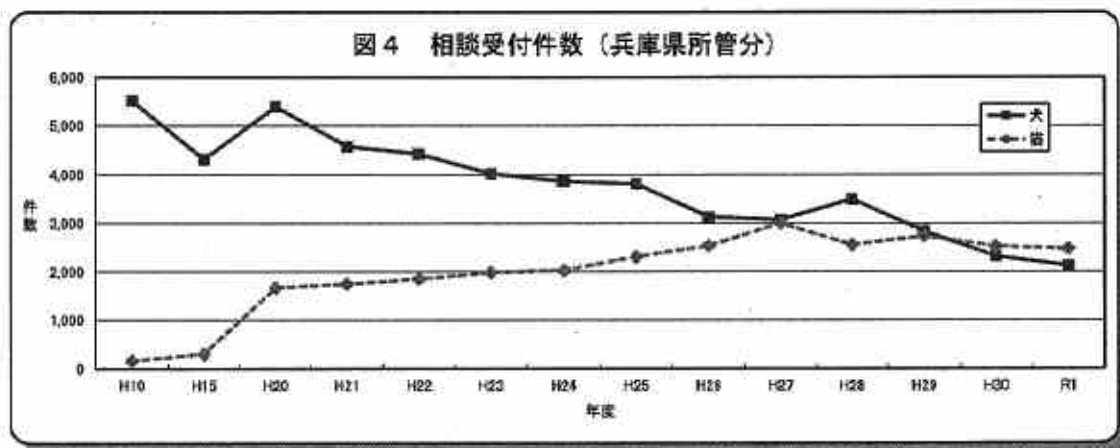


図3 ペットが人に与える影響（全国）



## 1 動物による人の身体等への侵害

飼養動物による人の身体等に対する侵害の中で、人にとって最も身近な存在である犬と猫による侵害や迷惑に対する対策は、特に重要となっています。



### (1) 犬による人の生命等への侵害

「飼い犬条例」(昭和35年制定。平成5年 動物愛護管理条例の制定により廃止。)や動物愛護管理条例に基づいて、飼い犬のけい留\*1指導、適正管理指導、放し飼いの犬の収容などの対策を行ってきた結果、相談件数は徐々に減少してきています。

なお、県民からの相談により収容した犬は、飼い主が判明した場合は返還を行いますが、飼い犬が行方不明になっても数日間放置し、動物愛護センターや警察署等の関係機関への連絡をしない例も見られます。これらの原因としては、飼い主の動物に対する愛情、責任の欠如も考えられますが、飼い犬が行方不明になった場合の連絡先(動物愛護センター等)がわからない等の理由も考えられることから、連絡先の周知徹底や関係機関相互の情報連絡体制の更なる強化を図っていく必要があります。

#### ① 咬傷事故

人の生命を脅かす場合があることから、この対策は最優先で対応しなければなりません。対策として野犬等の捕獲を行いますが、捕獲が困難な場合は、やむを得ず野犬掃とう\*2などを行わなければならないことがあります。

#### ② 鳴き声

従来から、犬の鳴き声等による地域住民への被害が存在していますが、最近は都市部において地域コミュニティが希薄となり、隣人同士の争いが発生しやすい状況となっており、相談として行政に持ち込まれることがあります。

また、動物取扱業や多頭飼育者の施設を原因とする鳴き声の相談も寄せられています。

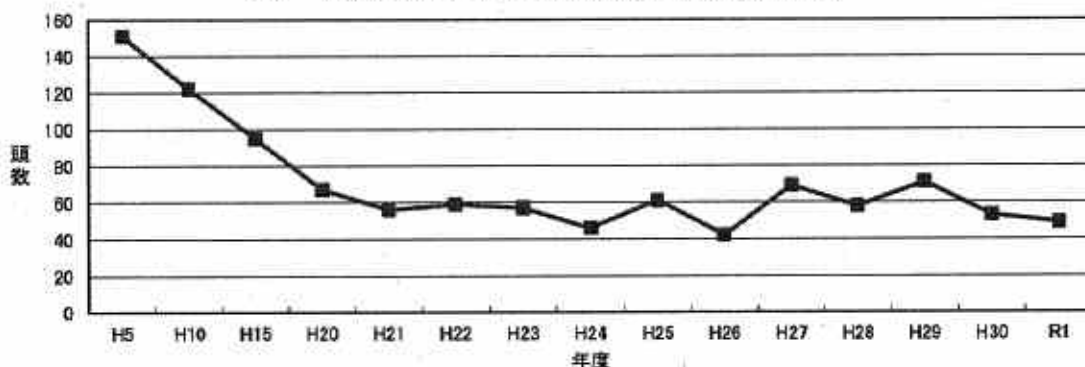
**\* 1 けい留**

飼い犬を鎖などでつないでおくこと。

**\* 2 野犬掃とう**

野犬（飼い犬以外の犬、ノイヌを除く）が人の生命、身体及び財産に害を加えるおそれがあり、かつ通常の方法ではこれを収容することが著しく困難である場合に、区域及び期間を定めて医薬品等を使用してこれを駆除すること。

図5 咬傷事故を起こした犬の頭数（兵庫県所管分）



**(2) 猫による被害**

猫による財産物等への被害は、深刻な問題となっています。

猫に関しては犬と違い、けい留や屋内飼養が義務化されていないため、侵害防止対策を行うことが困難な状況となっています。

また、適正な管理を行わずに飼い主のいない猫に餌を与えることによって、付近住民への迷惑や生活環境汚染を発生させている事例があることから、不適切な給餌行為を指導する必要があります。

**(3) 特定動物による人への侵害**

平成18年6月から動物愛護管理法に基づいて適正な飼養・保管指導を行っていますが、平成24年4月には秋田県においてヒグマが逸走\*<sup>3</sup>し、2名の従業員を死亡させるなど、人への侵害が危惧されます。加えて、災害発生時等に関連した特定動物の逸走等の緊急時の対策について検討が必要となっています。

また、ワニガメ、ニシキヘビといった動物を遺棄することにより自然環境等へ悪影響を与えないようにする対策も必要となっています。

**\* 3 逸走**

動物が飼い主の元から離れ、迷い、不明になること。

## 2 動物による生活環境汚染等

### (1) 犬・猫等のふん尿による悪臭、毛の飛散等

犬及び猫の放し飼い、犬の散歩時の公園や歩道などへのふん尿の放置、毛の飛散による生活環境汚染等が社会問題となっています。また、多頭飼育や動物取扱業が飼養する動物による生活環境汚染は、多くの住民を巻き込んだ問題に発展する可能性があることから適切な対応が望まれています。

なお、猫に関しては不適切な放し飼いが問題となっていることから、財産物等への侵害対策と併せて根本的な対策を検討していく必要があります。

### (2) 衛生害虫等の発生

動物の飼養場所を不潔にすることや放し飼いの猫のふん尿を原因として、衛生害虫やねずみが発生することがあり、これらの昆虫等を介して感染症の発病などの健康被害が危惧されています。

### (3) 飼養野生動物の逸走等による環境影響

野生動物の中には外来生物として人の生命・身体や生態系等に影響を与える恐れのある動物もあり、これらの動物を逸走させたり、遺棄させない対策が必要となっています。

## 3 人と動物の共通感染症\*4

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)第6条に規定される第一類から第五類感染症の半数以上の疾病が動物から人へ、人から動物へ感染することが知られており、それらの感染症を「人と動物の共通感染症(以下「共通感染症」という。)」と呼んでいます。

### \*4 人と動物の共通感染症

公衆衛生の観点からは「動物由来感染症」と呼んでいます。本計画では「人と動物の共通感染症」と表現します。

公衆衛生行政の中では、感染症対策は人の健康を守るという目的で行われますが、動物愛護管理行政の中では、「動物の健康と安全の保持」と「人への侵害防止」の両面から対策を行う必要があります。

なお、狂犬病のように、現在、国内では未発生ですが、発生すれば重大な健康被害を及ぼすものもあり、発生時(緊急時)の対策として取り組まなければならないものもあります。



## 第2 動物愛護意識の現状

### 1 動物虐待

動物虐待事件が後を絶ちませんが、生命を軽視する心理が動物や人への虐待という行為になって現れるという指摘がなされていることから、動物虐待対策は、単に動物愛護の観点からだけではなく、人への虐待防止という観点からも進めていくことが重要となっています。

また、動物虐待事例の中には、加害者が過去に動物から侵害、迷惑を受けたことによる動物に対する嫌悪感が、虐待という行動の引き金になった事例も少なくありません。このため、動物管理対策の強化を行うことにより、動物に対する嫌悪感を払拭させることも必要となっています。

### 2 犬・猫の処分

兵庫県における犬及び猫の処分数は以前に比べると大幅に減少していますが、令和元年度末においては900頭となっており、さらなる削減に向けた取り組みが必要です。処分を行っている犬・猫は、望まれない繁殖、飼養の途中放棄や遺棄等によって引き取り、收容されたものであり、動物愛護に関する意識が低いことが大きな要因と考えられます。

#### (1) 望まれない繁殖

##### ① 犬

動物愛護管理条例に基づくけい留指導、発情期の適正管理及び不妊手術の推進等による繁殖制限指導を行っており、処分数が減少し続けています。

##### ② 猫

犬のようなけい留を義務付ける法的な根拠がなく、飼い主に対する啓発を中心とした繁殖制限指導を行っています。しかし、交尾排卵\*5といった繁殖のしくみの違い、不妊手術に対する抵抗感等により、対策の効果が現れていない状況となっています。特に、子猫の引取り数については、全体の約82%を占めており、望まれない繁殖がその最大の原因となっています。

なお、不妊手術は、繁殖制限だけの目的で実施するのではなく、実施することによりホルモン等に関連した病気の発症予防となり、不妊手術をしない動物より不妊手術した動物の方が長生きをすることが、データ上証明されています。

#### \*5 交尾排卵

自然に排卵するのではなく、交尾の刺激により排卵すること。

## (2) 飼養の途中放棄、遺棄等

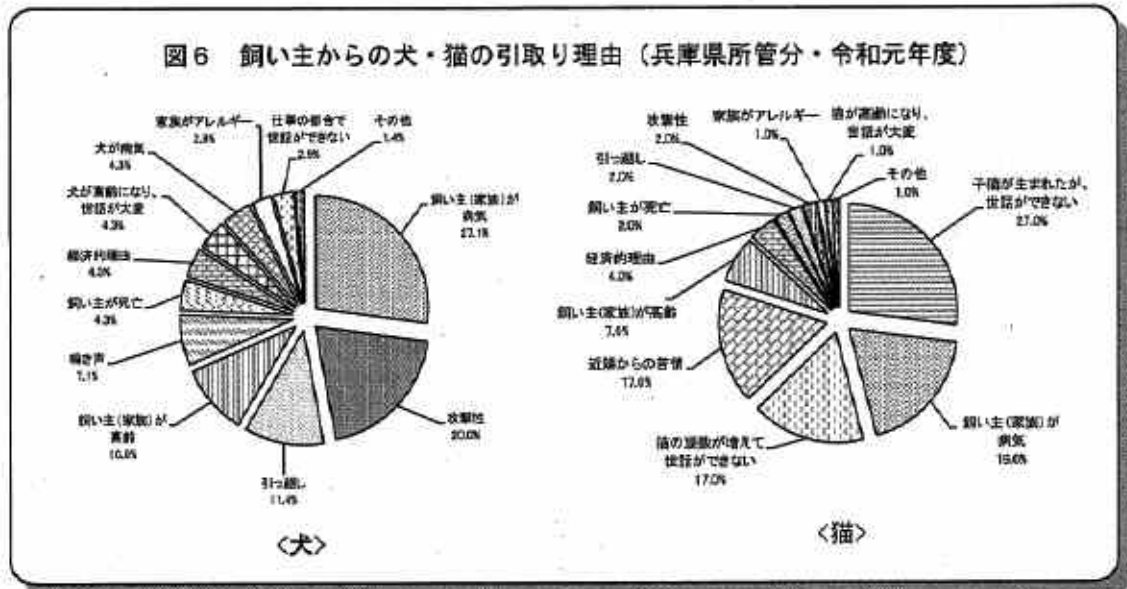
飼養の途中放棄により引取りを求めてくる飼い主が後を絶ちません。

犬・猫の飼い主が引取りを求める理由として、全体では「飼い主や家族の病気・高齢」を挙げる割合が高く、犬では「攻撃性」や「鳴き声」、「引っ越し」を、猫では「子猫が生まれたが世話ができない」、「近隣からの苦情」を挙げる割合が高い傾向が見られました。

犬・猫の処分数の削減のためには、安易に飼養しないこと、終生飼養すること、飼い主が万が一の時に備えて予め譲渡先を決めておくこと、適正な飼養管理を行うこと等が重要であり、行政としてこのことを積極的に指導する必要があります。

なお、引取りを拒否することによって、犬や猫の遺棄等に繋がることも予想されるため、犬・猫の引取りは、周辺的生活環境の保全上の支障等を防止するためのやむを得ない対策として、県等が実施しています。

図6 飼い主からの犬・猫の引取り理由（兵庫県所管分・令和元年度）



## (3) 引取り等された動物の譲渡

これまでのようにペットショップ等で犬や猫を購入するだけでなく、行政に引取り等された犬や猫の譲渡を希望するといった意識も定着しつつあります。

県等では、犬や猫の譲渡に関して、生存の機会を与えるとともに、適正飼養を推進する取り組みとして行っています。

図7 犬の処分数の推移（兵庫県所管分）

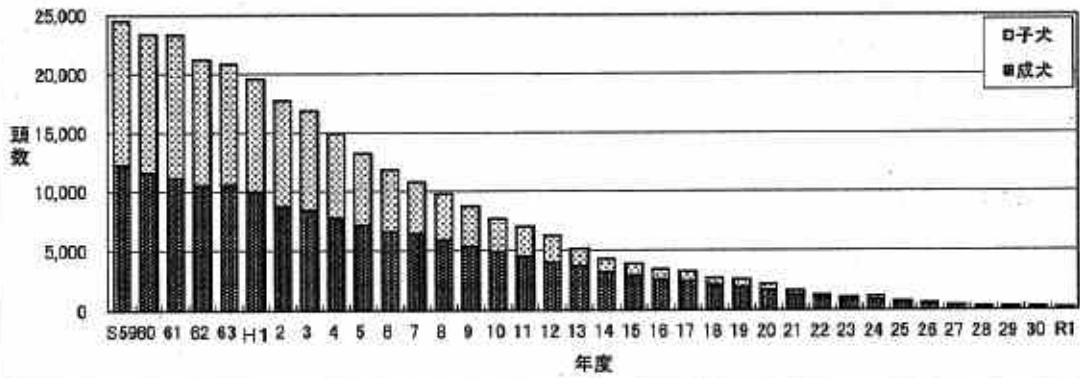


図8 猫の処分数の推移（兵庫県所管分）

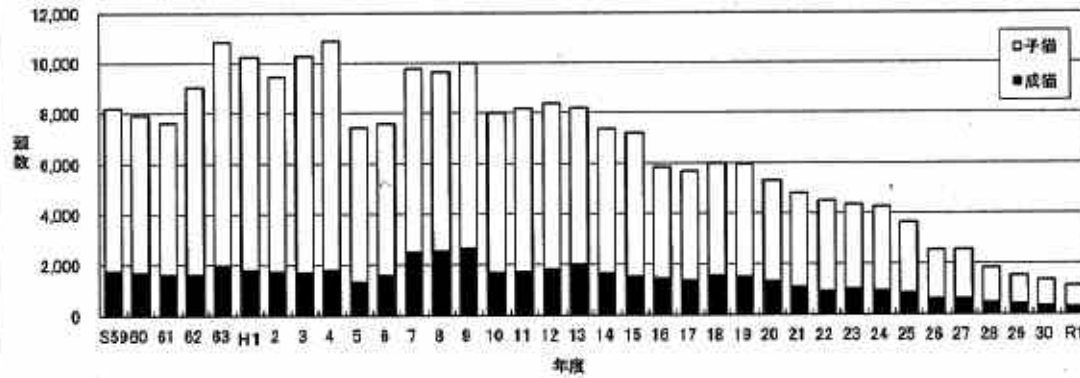


図9 犬の譲渡数の推移（兵庫県所管分）

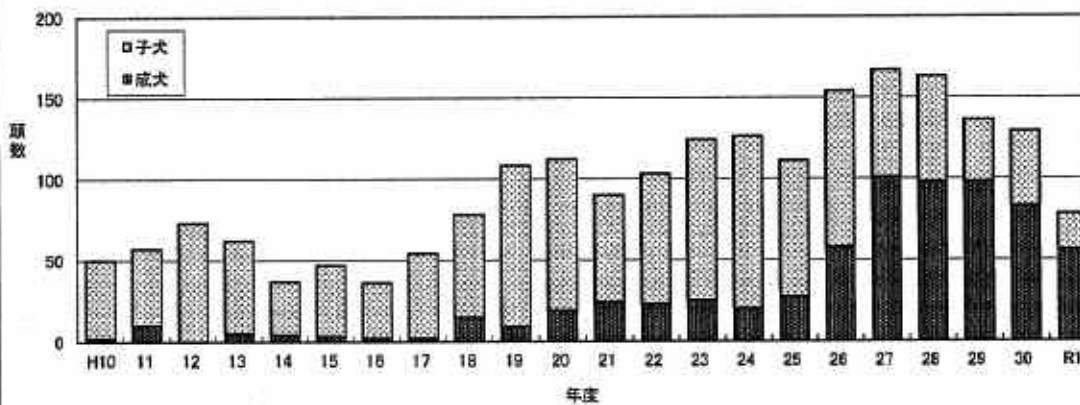
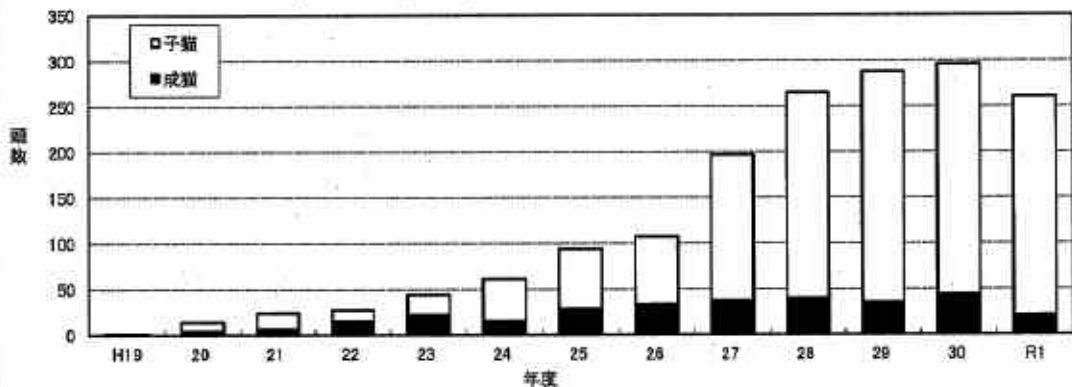


図10 猫の譲渡数の推移（兵庫県所管分）



### 3 動物取扱業等での取扱い

一部の動物取扱業や特定動物飼養・保管施設においては、動物を「命あるもの」として取り扱っていない場合も見受けられます。

また、販売時における購入者に対する販売動物の適正な飼養に関する説明が不十分であることが原因で、飼養放棄や遺棄に繋がっている事例もみられます。

本県では、平成17年の動物愛護管理法改正で登録制になる以前から、平成5年制定の動物愛護管理条例において、こうしたペット販売等の動物取扱業を届出制とし、さらに取扱業には管理責任者の設置を全国で初めて義務付けました。これにより、当時からペット販売店等での動物の適正飼養等について指導してきましたが、新たな販売店等が増加していく中、今後とも指導を強化していく必要があります。

表3 動物取扱業登録等件数（令和2年3月末現在）

#### 第一種動物取扱業登録件数

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り	譲受飼養	合計
兵庫県	417	495	12	100	70	0	4	1,098
神戸市	225	335	13	74	55	0	2	704
姫路市	115	121	6	25	24	0	5	296
尼崎市	50	98	2	14	11	0	0	175
明石市	34	61	3	7	8	0	1	114
西宮市	54	118	1	33	8	0	0	214
合計	895	1,228	37	253	176	0	12	2,601

#### 第二種動物取扱業届出件数

	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	合計
兵庫県	28	2	5	4	16	55
神戸市	21	1	2	0	2	26
姫路市	7	0	0	0	1	8
尼崎市	6	1	2	1	2	12
明石市	3	0	0	0	0	3
西宮市	2	0	0	0	0	2
合計	67	4	9	5	21	106